

社会福祉法人朝霞地区福祉会  
和光市ほんちょう保育園・和光市にいくら保育園管理規程

昭和63年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、法令その他別に定めのあるものを除くほか、和光市ほんちょう保育園・和光市にいくら保育園（以下「保育園」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 保育園に、施設長その他必要な職員を置く。

(職務及び職制)

第3条 保育園の職務及び職制は、社会福祉法人朝霞地区福祉会組織規程（昭和58年規程第1号）第4条及び第5条の規定するところによる。

(管理責任者)

第4条 保育園に、次に定めるところにより管理責任者を置く。

管理責任者	施設長
-------	-----

2 管理責任者は、保育園の管理に当たっては、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たるものとする。

(園児の定数)

第5条 園児の定数は、次の表のとおりとする。

名称	定数
和光市ほんちょう保育園	90人
和光市にいくら保育園	110人

(園舎出入り口の開閉)

第6条 園舎出入りは、午前7時00分に開き、午後8時00分（土曜日は、午後6時）に閉じる。

2 日曜日及び休日は、開扉しない。

3 管理責任者が特に必要と認めるときは、その開閉時刻を変更し、又は前項に規定する日において開扉することができる。

(防災対策)

第7条 管理責任者は、非常及び緊急の事態に備え、あらかじめ必要な対策を講じなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。